第2次 芦屋町男女共同参画推進プラン (平成29年度中間見直し)

~一緒に歩こう~ 男女が築くパートナーシップ



平成30年3月

芦屋町

はじめに



芦屋町では、平成20 (2008) 年4月に「芦屋町男女共同参画推進プラン」を策定したことに始まり、平成25 (2013) 年2月には「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」を策定し、2022年度までの10年間を計画期間として男女共同参画に関する各種施策を推進しています。

この間、国は平成27 (2015) 年12月に「第4次男女 共同参画基本計画」を策定し、県も平成28 (2016) 年

3月に「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定し男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進しています。

少子高齢化が進み人口減少の局面に入っている現状を鑑み、国は男女共同参画社会の実現は社会政策だけに限らず経済施策としてアベノミクスの中心施策として、また21世紀の最重要課題としてその取り組みを進めています。

芦屋町におきましても、国、県及び関係機関との連携をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆さまにおかれましては、職場や学校、家庭、地域等それぞれの分野でのご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました皆さま、熱心にご審議いただきました芦屋町男女共同参画審議会委員の皆さま、そして、全ての関係者の皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

芦屋町長 波多野 茂丸

もくじ

第1章 計画策定の背景					
1 国際的な動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	1
2 国の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	1
3 県の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	2
4 芦屋町の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	2
第2章 計画の基本的な考え方					
1 計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3
2 計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3
3 計画の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3
4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	4
5 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	5
第3章 計画の内容					
目標 I 男女共同参画の意識づくり ・・・・・・			•		7
目標Ⅱ 男女が互いに認め合う社会環境づくり ・	•	•	•	•	1 2
目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる生活への支援 ・	•	•	•	•	1 7
第4章 計画を実施するための取り組み	•	•	•	•	2 4
]				
第2次芦屋町男女共同参画推進プラン中間見直し策定経過	<u> </u>				
1. 審議会等開催日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	2 7
2 昔居町男女共同参画案議会 委員名簿 ・・・・	•	•	•	•	2.7

第1章 計画策定の背景

1 国際的な動き

昭和 47 (1972) 年、国連で女性の地位向上のための世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」と定めました。また、同じ年メキシコシティで国際婦人年世界会議が開催され、各国の女性問題解決と男女平等の実現を図るための大きな指針となる「世界行動計画」が採択されました。

同年秋には行動計画が承認され、昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年までを「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54 (1979) 年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が国連で採択されました。

その後も、平成7 (1995) 年、北京で開かれた第4回世界女性会議では12の問題領域と戦略目標を定めた「行動綱領」並びに、世界中の女性の地位向上を目指して「北京宣言」が採択されました。また、平成12 (2000) 年には、国連において「女性2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況の評価及び更なる行動と今後の方策が検討されました。

「北京宣言」から 15 年目の平成 22 (2010) 年には「北京+15」が、20 年目の平成 27 (2015) 年には「北京+20」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況に関する評価が行われました。

また、平成 20 (2008) 年には、国連により女性や女児に対するあらゆる形態の暴力撤廃に向けたキャンペーンが立ち上げられました。

2 国の動き

「国連婦人の10年」などの国際的な動きを受けて、昭和50(1975)年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52(1977)年には「国内行動計画」を策定しました。さらに昭和60(1985)年には、「男女雇用機会均等法」など法整備が行われ、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

昭和62 (1987) 年には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、推 進体制が強化されていきました。

その後、平成11 (1999) 年には、「男女共同参画社会基本法」が公布、施行され、 その中で男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」 であると位置付けられました。

平成 12 (2000) 年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「男女共同参画基本計画」を策定し、平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

平成17 (2005) 年には、次世代育成支援対策批准法の施行、平成19 (2007) 年にワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針の策定など、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取り組みも進められています。

また、平成27 (2015) 年12月に閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」では、基本的な方針として

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ 豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がと もに充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

と掲げています。

3 県の動き

福岡県では、昭和 53 (1978) 年に「福岡県婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」を設置し、翌年に、行政の相談窓口として「婦人対策室」を設置、昭和 55 (1980) 年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。

平成8 (1996) 年には、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として「福岡県女性総合センター(現:福岡県男女共同参画センター)」が開館しました。

平成13(2001)年には、「男女共同参画社会づくり検討委員会」が条例及び計画の基本的あり方についての提言を行い、これを受け、同年「福岡県男女共同参画推進条例」が公布・施行されました。

平成23(2011)年には、「第3次福岡県男女共同参画計画」及び「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

また、平成 28 (2016) 年に策定された「第 4 次福岡県男女共同参画計画」では、 次の社会づくりを目指す姿として

- ①男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会
- ②性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会
- ③仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会 と掲げています。

4 芦屋町の取り組み

芦屋町では、平成17 (2005) 年に男女共同参画に関する現状を把握するための住 民意識調査を実施し、調査結果の検討を行いました。

平成19 (2007) 年には、男女共同参画審議会を設置し、「芦屋町男女共同参画推進プラン」策定の検討を重ね、パブリックコメントで住民の皆さんの意見・提言をいただき、それらを踏まえ、平成20 (2008) 年に「芦屋町男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成 24 (2012) 年には、男女共同参画に関する意識を把握し、今後の施策に反映 させるための住民意識調査を実施し、平成 25 (2013) 年に「第 2 次芦屋町男女共同 参画推進プラン」を策定しました。プランの策定にあたっては、職員ワーキングチームでの検討、男女共同参画審議会での審議、パブリックコメントを経て策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

男女共同参画社会の実現に向けては、日本国憲法の「個人の尊重」と「法の下の平等の原則」に基づき、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法など、法令や制度の整備など様々な取り組みが進められてきました。

芦屋町においても、「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画の 推進を図っているところです。

しかし、平成 23 (2011) 年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果からは、男女の地位による不平等感や性別による固定的な役割分担意識など、今なお多くの課題が残っていることがわかります。

この第2次男女共同参画推進プランは、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を推進することによって、これらの課題を解決し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

2 計画の性格

「男女共同参画社会基本法」の理念のもと、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福岡県の「第4次福岡県男女共同参画計画」を踏まえた計画とするとともに、この推進プランにおける目標Ⅲ施策の方向4「暴力・虐待の防止」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画と位置付けます。

また、この推進プランは「第5次芦屋町総合振興計画」を上位計画とし、男女共同 参画の施策を総合的かつ効果的に推進するため、町の他の分野別計画との整合性を図 りながら、男女共同参画推進の方向性を示したものです。

3 計画の基本方針

(1)計画の基本理念

すべての個人が、性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の 実現を目指します。

(2) 計画のテーマ

芦屋町が目指すべき男女共同参画社会のあり方として、次のテーマを定めま した。

『~一緒に歩こう~ 男女が築くパートナーシップ』

(3)計画の目標

男女共同参画の理念を達成していくために、次に掲げる目標を設定し、計画的に施策を推進します。

- I 男女共同参画の意識づくり
- Ⅱ 男女が互いに認め合う社会環境づくり
- Ⅲ 誰もが安心して暮らせる生活への支援

4 計画の期間

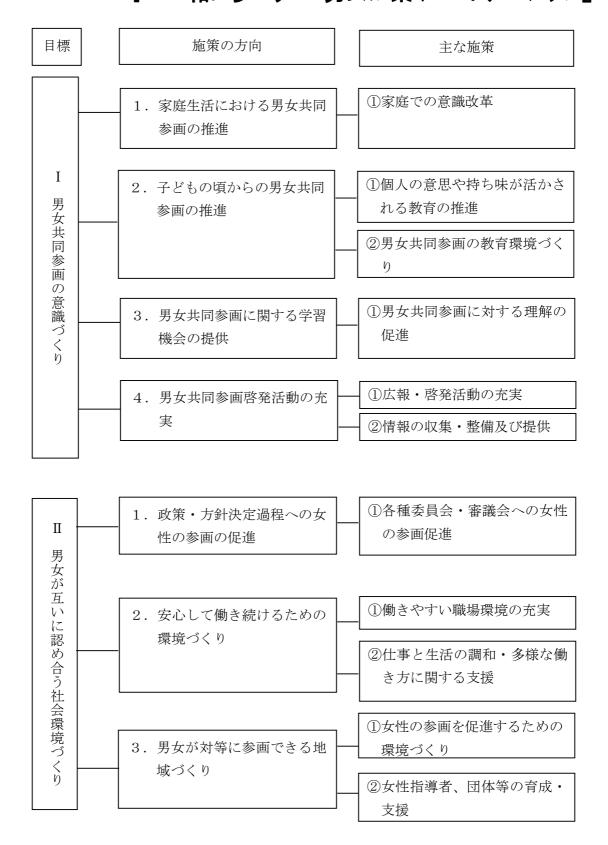
計画の期間は、平成 25 (2013) 年度から 2022 年度までの 10 年間とし、中間年の 平成 29 (2017) 年度には計画の見直しを行いました。

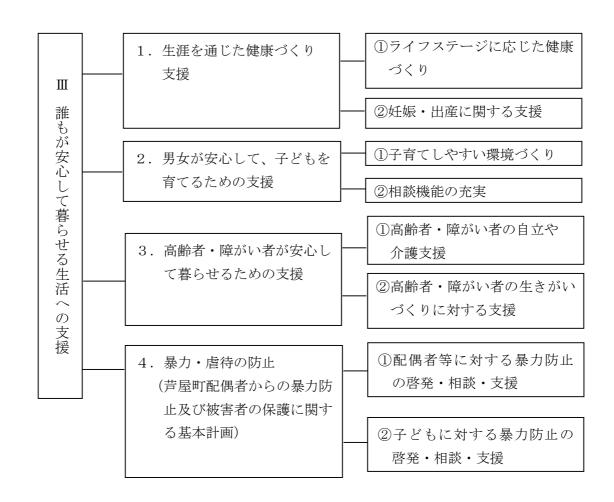
その他、計画を実施する上で不都合が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 施策の体系

計画のテーマ

『~一緒に歩こう~ 男女が築くパートナーシップ』





第3章 計画の内容

施策の内容

目標 I 男女共同参画の意識づくり

性別にかかわりなく、誰もがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担*1に基づく慣行を見直すなど、一人ひとりの意識づくりが大切です。

このため、大変重要な役割を果たすのが家庭や学校、地域社会での教育・学習の機会であり、男女共同参画社会の視点に立った教育や学習の充実が必要です。

さらに、男女共同参画の考え方や意識を地域社会に浸透させるために、啓発活動 を行っていくことも欠かせません。

そのために「目標 I」では次の4つを施策の方向として掲げました。

施策の方向

- 1 家庭生活における男女共同参画の推進
- 2 子どもの頃からの男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画に関する学習機会の提供
- 4 男女共同参画啓発活動の充実

*1【固定的な性別役割分担】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」など、役割を固定的に分けることをいいます。

『施策の方向 1. 家庭生活における男女共同参画の推進』

現状と課題

生活の基本となるのは家庭です。男女の平等や男女相互の理解と協力、家庭の 大切さなど、保護者等の考え方は家庭内の世代間伝達により、子どもへと引き継 がれる傾向が強くなります。

しかし、平成 23 (2011) 年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査(以下「住民意識調査」という)」の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感する人が「そう思う(4.9%)」、「ある程度そう思う(25.9%)と全体で30.8%と平成16年度に芦屋町が実施した調査(以下「前回調査」という)の43%より減ってきているものの、一方で、「家庭での男女の地位について」、尋ねたところ「男性のほうが非常に優遇されている(12.6%)」、「どちらかといえば 男性のほうが優遇されている(40.9%)」と全体で53.5%の人が家庭生活では「男性が優位」であると回答し、「平等」であると回答した28.5%に比べて大きな開きがあります。

このような現状を踏まえて、家庭における男女共同参画を推進するための啓発 や、家庭教育に対する支援が必要です。

①家庭での意識改革

具体的施策	内 容	担当課
		生涯学習課
保護者等への研修・	保護者等を対象に、男女共同参画に関する	学校教育課
啓発の充実	研修等の情報提供や啓発の充実を図る。	福祉課
		企画政策課
家庭教育についての 学習機会の提供	保護者等を対象に、男女共同参画に視点を おいた研修会等を実施する。※託児等を設 ける。	生涯学習課
相談窓口の充実	教育相談を充実し、男女共同参画や性教育についての対応ができるようにする。	学校教育課

『施策の方向 2. 子どもの頃からの男女共同参画の推進』

現状と課題

次世代を担う子どもたちが、社会の変化に対応するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、児童・生徒の個性を伸ばす教育を進め、就学前・学校教育において男女共同参画の意識を形成することが重要です。

「住民意識調査」では、学校教育の場での男女の地位について、全体で 61.7%

が男女平等であると回答し、「前回調査」の 58.2%より高くなっています。また、子どものしつけや教育については、「住民意識調査」では、「男の子も女の子も、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てたいか」と尋ねたところ、「そう思う (61.8%)」、「どちらかといえばそう思う (31.8%)」と全体で合わせて 9 割以上の方が回答しています。

そのため、人権尊重、男女の平等、相互理解と協力の重要性についての充実は もとより、子どもたち一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え行 動する姿勢を育む教育を推進していく必要があります。

①個人の意思や持ち味が活かされる教育の推進

具体的施策	内 容	担当課
人権教育の推進	男女共同参画教育の基盤である、男女平等・人権尊重の教育課程を推進する。	学校教育課
男女共同参画の視点 に立った進路指導の 徹底	固定的な性別役割分担意識にとらわれる ことなく、個人の希望や適正を重視し、職 業や進学先を選択できるようなキャリア 教育*2を推進する。	学校教育課
「生きる力」*3 を育 む教育の推進	学校教育や生涯学習の場で、子どもたちの 生活体験を養う学習機会を充実する。	学校教育課 生涯学習課
性に関する指導の充実	性に関する有害情報の氾濫や、性行為の低 年齢化等の現状を踏まえ、発達段階に応じ た性教育を推進する。	学校教育課

*2【キャリア教育】

一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。

*3【生きる力】

平成 8 (1996) 年中央教育審議会答申で提唱。基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの力。

平成 23 (2011) 年 4 月からの学習指導要領では「ゆとり」でも「詰め込み」でもなく、これからの社会に必要となる「生きる力」を育むという方針である。また、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが重要であるとされている。

②男女共同参画の教育環境づくり

具体的施策	内 容	担当課
教職員等の男女共同 参画意識の醸成	教職員、保育士や幼稚園教諭等を対象に男女共同参画に関する研修会等の周知を行い、男女共同参画意識の醸成に努める。	学校教育課 福祉課 生涯学習課
男女共同参画の視点 に立った慣行の見直 し	学校の慣行(行事や学校生活)を随時点検 し、見直しを行う。	学校教育課

『施策の方向 3. 男女共同参画に関する学習機会の提供』

現状と課題

現在のめまぐるしく変化する社会環境にあって、住民の学習活動の内容もより 多様化、専門化しています。

そのため、町民一人ひとりが『いつでも』『どこでも』学ぶことができ、生涯を通じて生きがいや自己実現を達成するために、学習機会を提供する場を整備することが重要です。男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためにも、様々な学習の機会で男女共同参画の視点を積極的に取り入れていくことが必要です。

①男女共同参画に対する理解の促進

具体的施策	内 容	担当課
出前講座の開催	町内の団体等を対象に、男女共同参画に関する出前講座を開催する。	企画政策課
人権講演会の実施	人権講演会において、男女共同参画に関するテーマを取り入れ、内容の充実に努める ※託児等を設ける。	生涯学習課
学習講座の開催	公民館等で、男女共同参画に関する視点を 取り入れた講座・講演会を開催する。	生涯学習課

『施策の方向 4. 男女共同参画啓発活動の充実』

現状と課題

少子・高齢化の進展、高度情報化社会の進展など社会情勢の急速な変化に伴う価値観の多様化などの社会的な課題に対応していくために、性別にとらわれず誰もがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を推進し、住民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、お互いを尊重し合えるような社会的意識を醸成することが重要です。

①広報・啓発活動の充実

具体的施策	内 容	担当課
広報紙やホームペー ジ等での啓発	広報紙やホームページなどをはじめ、あら ゆる機会をとらえて男女共同参画につい ての啓発を行う。	生涯学習課
法令や制度の周知	男女共同参画基本法や芦屋町男女共同参 画推進プラン等、各種法令・制度について の周知を行う。	生涯学習課

②情報の収集・整備及び提供

具体的施策	内 容	担当課
	男女共同参画に関する資料や情報を収集・整備し、提供する。	生涯学習課

目標Ⅱ 男女が互いに認め合う社会環境づくり

男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、対等な構成員として、喜びも責任も分かち合うことが必要です。

しかし、根強く残っている慣習や意識のために、多くの分野で女性の参画があまり進んでいないのが現状です。政策・方針決定の場や職場及び地域社会において、女性の参画を促進し、男女がともに活躍する社会をつくるために、「目標Ⅱ」では次の3つを施策の方向として掲げました。

施策の方向

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 2 安心して働き続けるための環境づくり
- 3 男女が対等に参画できる地域づくり

『施策の方向 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進』

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず、政策や方針を決定する場に参画することが重要です。女性が社会に参画することにより、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体を活性化することができます。

福岡県の調査において、芦屋町の審議会等に占める女性委員の割合は 19.3% (平成 24 (2012) 年 4 月現在) で、県内の平均 26.8% (平成 24 (2012) 年 4 月現在) に比べ低くなっています。

今後、女性がその能力を発揮できる環境を整備し、審議会等をはじめあらゆる 分野への参画を促進することが必要です。

①各種委員会・審議会への女性の参画促進

具体的施策	内 容	担当課
各種審議会等委員へ の女性の参画促進	2022年度までに女性委員の登用率30%を目 指すために、審議会等、政策・方針決定過 程の場への女性の参画を促進する。	全庁
各種審議会等の設置 基準の見直し	より多くの住民の方の参画を促進し、幅広い意見を施策に反映するために、各種審議会の設置基準の見直しを行う。	全庁

『施策の方向 2. 安心して働き続けるための環境づくり』

現状と課題

働くことは、生活の経済的基盤を形成するとともに、生きがいを感じ、個人の自己実現につながるものです。近年は男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などによる法的整備も充実してきました。

しかし、「住民意識調査」では、職場での男女の地位について、尋ねたところ、全体で 65.7%と多くの人が男性のほうが優遇されている (「男性のほうが非常に優遇されている (20.4%)」、「どちらかといえば、男性の方が優遇されている (45.3%)」)と感じており、「前回調査」の 68.1%よりやや減っているものの、就労環境の整備などについて十分とはいえません。

そのため、町内の事業所などに対して、女性が働きやすい就労環境づくりのための制度や法律、男女共同参画の意識啓発が必要です。

また、「住民意識調査」において、女性にとって職業との関わり合いについて、「結婚して、子どもができても仕事を続ける(30.7%)」、「子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入り、子どもの手が離れてから再び職業を持つ(50.1%)」と、8割を超える方が回答しており、女性が安心して、働き続けられる労働環境整備や

再就職を視野に入れた人生設計を描いています。

そのため、家事・育児・介護は女性が担うべきという固定的な性別役割分担意識の是正や育児・介護休暇制度の周知、更に働き方の見直しなどのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*4の啓発などを行い、性別や年代を超えて一人ひとりが子育てや介護について考え、支え合う支援を行っていくことが必要です。

①働きやすい職場環境の充実

具体的施策	内 容	担当課
職場での啓発の充実	職場における男女共同参画意識の推進を 図るため、男女雇用機会均等法や男女共同 参画に関する啓発を行う。	地域づくり課 生涯学習課
相談窓口の周知	労働や就業に関する悩みや、セクシャルハ ラスメント*5の被害者救済のため、相談窓 口の周知を行う。	地域づくり課 生涯学習課

*4【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

「ワーク・ライフ・バランス憲章」(2007 内閣府)において、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

*5【セクシャルハラスメント】

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動などであり、 それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

②仕事と生活の調和・多様な働き方に関する支援

具体的施策	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バ ランスに関する啓発 と情報提供	仕事と生活の両立を図るために、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発や育児・介護等を両立させて働くことができるよう制度等の情報提供を行う。	地域づくり課 健康・こども課 生涯学習課
再就職に向けた情報提供	育児や介護を理由に退職した人を対象に、 再就職支援に関する情報提供を行う。	地域づくり課 健康・こども課 生涯学習課

『施策の方向 3. 男女が対等に参画できる地域づくり』

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、男女が共に協力し地域のさまざまな課題に取り組むことが重要です。

自治区活動をはじめとする地域社会活動には、多くの女性が参加しているのにも かかわらず、役員のほとんどは男性が占めている場合が多く見られます。

「住民意識調査」では、地域での活動の場において、「女性も会長やリーダー、 役員になって、計画づくりや方針を決める場に積極的に参画していくべきだ」とい う意見について、全体で 71%の方が肯定的な回答をしています。(「そう思う (28.2%)」、「どちらかといえばそう思う (44.8%)」)

男女が共に地域活動や社会活動に参画していくためには、固定的な性別役割分担 意識に基づく慣習・慣行を見直し、男女が参画しやすい環境をつくることが大切で す。併せて、女性指導者育成の促進を図るとともに、団体等の支援も必要です。

また、東日本大震災での経験から、災害時のような非常時にも、男女のニーズの 違いへの配慮や女性の参画促進が大切であることが再認識されました。このため、 男女共同参画の視点に立った地域防災の向上に努めることが必要です。

①女性の参画を促進するための環境づくり

具体的施策	内 容	担当課
啓発の充実	区長や公民館長等を対象に、男女共同参画 についての啓発を行うとともに、地域活動 における意思決定の場に、女性の参画を促 進する。	地域づくり課 生涯学習課
男女共同参画の視点 に立った地域防災の 推進	地域における自主防災組織等の育成にあ たっては、女性の参画を促進し、被災時の 男女のニーズの違い等男女双方の視点に 十分配慮し地域防災の向上を図る。	総務課
男女共同参画の視点 に立った災害発生時 における避難所等の 運営	女性の心身の健康や問題に対応するため、 県と連携し電話相談の実施や避難所等必 要な場所への女性相談員や保健師の派遣 など、女性のための相談を実施します。 また、災害発生時の避難所等についてマニ ュアルを作成するなど女性の視点を活か した運営方法を推進します。	総務課 生涯学習課

②女性指導者、団体等の育成・支援

具体的施策	内 容	担当課
研修会等への参加促進	地域を担う女性リーダー育成を図るために、各種研修会や、県主催の「地域のリーダーを目指す女性応援研修」等の情報を提供し参加を促進する。	生涯学習課
団体等の育成・支援	男女共同参画に関する活動を行っている 団体等に対して、団体活動の活性化に向け た支援を行う。	生涯学習課

目標皿 誰もが安心して暮らせる生活への支援

性別や年齢などにかかわらず、個性と能力を発揮するためには、心身ともに健康であることが大切です。男女それぞれが抱えている現状に基づいた心と身体の健康支援など、安心して生活できる環境を整備していく必要があります。

今日、少子・高齢化の進展や家族形態の多様化など、家族を取り巻く状況は大きく変化しています。そのため、育児や介護などの家族的責任を男女が共に担っていくことが、ますます重要となっています。

また、近年ではドメスティック・バイオレンス (DV) *6 (以下 DV という) など女性に対する暴力や児童虐待など家庭内での暴力が社会問題化してきました。暴力は人権を侵害し、尊厳を傷つける行為であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要です。そこで、目標Ⅲでは次の4つの施策の方向を設定しました。

なお、「施策の方向4 暴力・虐待の防止」を「芦屋町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画」と位置付け、DV 対策支援に取り組みます。

施策の方向

- 1 生涯を通じた健康づくり支援
- 2 男女が安心して、子どもを育てるための支援
- 3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるための支援
- 4 暴力・虐待の防止
 - ~芦屋町配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画~

*6【ドメスティック・バイオレンス (DV)】

配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力。なぐる、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉で傷っけたり無視したりする心理的暴力や、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形があります。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに順ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

『施策の方向 1. 生涯を通じた健康づくり支援』

現状と課題

生涯にわたって健康に過ごすことは、個性と能力を発揮して暮らしていくため に大切なことです。

とくに女性は、妊娠や出産という重要な役割を担うため、生涯を通じて男性と 異なる健康上の問題に直面することがあります。こうした問題について、男女が 互いの身体的特徴を十分理解し、認識を深めていくとともに、心身の健康を保持、 増進できるような体制を整備することが必要です。

①ライフステージに応じた健康づくり

具体的施策	内 容	担当課
心身の健康づくりに 関する啓発	男女が心身の健康に関し、自己管理ができるように、健康に関する問題についての学 習機会の提供や情報提供等の啓発を行う。	健康・こども課
健康診査事業の充実	特定健診及び女性特有の子宮頸がん・乳が ん検診をはじめ各種がん検診を充実する。	健康・こども課
健康相談の充実	各ライフステージ*7で起こる健康問題、特に更年期に出現しやすい症状や心の問題について、相談体制を充実する。	健康・こども課 福祉課
健康づくりの推進	運動教室や食生活改善等、疾病予防のため の健康教室を実施する。	健康・こども課 生涯学習課

*7【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のことです。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

②妊娠・出産に関する支援

具体的施策	内 容	担当課
妊娠から出産までの 保健対策の充実	妊娠から出産までの心と体に関する相談 や指導を行うとともに、夫婦で学習する機 会を増やすなど保健対策を充実する。	健康・こども課
妊婦・乳幼児健康診 査の充実	妊婦や乳幼児の健康の保持・増進や病気の 早期発見を図るため、健康診査の充実に努 める。	健康・こども課

『施策の方向 2. 男女が安心して、子どもを育てるための支援』 現状と課題

子どもたちを健やかに育てる責任を男女が共に担うことは、男女共同参画社会 を形成する上で欠かせません。

「住民意識調査」では、「町の施策に望むこと」として、最も多かったのは「保育所の整備、学童保育の整備など、男女が共に働き続けられるための環境整備を進める」という回答で、全体の55%であり、女性全体では56%、男性全体では53%と男女問わず、子育て環境の充実が望まれています。

このような状況を踏まえて、女性が働き続けながら子どもを産み育てることへの支援と、男性の子育て参加を促進することが必要です。

また、経済的、精神的に不安定な状況下に置かれがちである、ひとり親家庭に対して、生活支援や相談体制の充実など、自立して安定した生活を送るための支援を行うことが必要です。

①子育てしやすい環境づくり

具体的施策	内 容	担当課
子育て支援センター の充実	地域全体で子育てする基盤の形成を図る ため、子育て家庭に対する育児支援活動を 企画・調整・実施する。	健康・こども課
保育内容の充実	子育てに関する多様なニーズに対応する ため、延長保育、一時保育、病児・病後児 保育等を行い、内容の充実に努める。	健康・こども課

学童クラブ事業の充 実	女性が働きやすい環境づくりや社会参画 しやすいように、学童クラブ事業の充実に 努める。	健康・こども課
子ども医療費の助成	県の制度に芦屋町独自の助成の拡大を加 えた子ども医療費の助成を行う。	住民課
男女が共に担う育児 の啓発	男女が共に育児を担うことの大切さにつ いての啓発を行う。	健康・こども課 生涯学習課
ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭への生活支援に関する各種 制度の周知や相談関係機関との連携を行 う。	健康・こども課

②相談機能の充実

具体的施策	内 容	担当課
育児相談の充実	育児に関する悩みや不安の解消のため、各種乳幼児健診の機会や子育て支援センター等で相談業務を充実する。	健康・こども課
訪問指導の充実	乳児の全戸訪問を実施し、個々のニーズに あわせた保健指導を充実する。	健康・こども課

『施策の方向 3. 高齢者・障がい者が安心して暮らせるための支援』 現状と課題

芦屋町では全人口に占める 65 歳以上の割合は 28.9% (平成 27 (2015) 年国勢調査) で、国の 26.6%や福岡県の 25.9%と比較すると高齢化が進んでいます。このため、男女共同参画社会の形成において、高齢者に関する施策が重要な課題となります。

高齢期を豊かにするためには、日常生活での自立や、地域とのつながりを支援していき、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、自立し誇りを持って社会を支える一員として捉える必要があります。

また、「住民意識調査」では、家庭での仕事分担のうち、「高齢者の病人の介護」について、理想では全体の67.3% (男性60.7%、女性73.3%)が「夫婦同程度」の役割分担を望んでいるのに対し、現実は全体の44.2%が「主に妻」の役割分担となっており、「夫婦同程度」の22.6%を上回っています。

このように、高齢者の介護は主に女性が担っていることから、高齢者の自立を支えることにより、介護する側の負担の軽減を図りながら、男性も積極的に介護に関

わることで、共に喜びと責任を分かち合うことが必要です。

このため、高齢者・障がい者の自立や社会参画に対する支援を行うとともに、 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境整備が必要です。

①高齢者・障がい者の自立や介護支援

具体的施策	内 容	担当課
在宅福祉サービスの 充実	要援護高齢者・障がい者への支援と、その 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減 を図るための、各種在宅サービスや学習機 会の充実に努める。	福祉課
介護予防事業の充実	高齢者が健やかな生活を維持できるよう に、介護予防の啓発や実践教室を行う。	福祉課
相談体制の充実	介護に従事する人の悩みや不安の解消を 図るとともに、高齢者や障がい者からの相 談について、必要に応じた情報提供に努め る。	福祉課

②高齢者・障がい者の生きがいづくりに対する支援

具体的施策	内 容	担当課
高齢者・障がい者の 社会参加の支援	高齢者や障がい者が充実した生活が出来 るよう支援を行い、いきいきと安心して社 会参加できる機会の提供や環境整備を行 う。	福祉課
生涯学習講座の充実	趣味や教養、健康、スポーツレクリエーション等、生きがい対策をテーマとした生涯 学習講座を充実する。	生涯学習課

『施策の方向 4. 暴力・虐待の防止』

~芦屋町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画~ 現状と課題

配偶者やパートナーからの暴力であるDV、児童虐待などの暴力は重大な人権 侵害であり、その対象が男女問わず決して許されることではありません。

「住民意識調査」では、「DVを経験したり、身近で見聞きしたりしたこと」に関する問いで、「暴力を受けたことがある(5.6%)」、「身近な人から相談を受けたり、見聞きしたりしたことがある(14.1%)」と併せて、19.7%にのぼっています。

配偶者等からの暴力や児童虐待は、個人や家庭の問題として捉えられがちで、 潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化 してしまうという特徴があります。このようなことから、女性や子どもに対する 人権の尊重と暴力を防止するための意識啓発を進めるとともに、被害者に対する 支援の充実が必要です。

①配偶者等に対する暴力防止の啓発・相談・支援

具体的施策	内 容	担当課
	DVを防止するための啓発を行うととも	사 급 사.[壽田
DV根絶に向けた啓	に、DVが人権侵害であることを広く周知	福祉課
発	する。	生涯学習課
	交際相手からの暴力 (デートDV) の防止	学校教育課
	のため若年層への啓発の充実を図ります。	
	│ │DVに対する相談体制を充実するととも│	福祉課
相談体制の充実	D V に対する相談体制を元美することも に、相談窓口を周知する。	生涯学習課
	(こ、作政心口を向知りる。	総務課
	被害者保護や支援を効果的かつ迅速に対	
関係機関との連携	応するため、県等の関係機関との連携を密	福祉課
	にし、情報の管理、共有化を行い、問題解	田仙林
	決を進める。	

②子どもに対する暴力防止の啓発・相談・支援

具体的施策	内 容	担当課
暴力防止のための啓 発	児童虐待を防止するための啓発を行うと ともに、暴力が人権侵害であることを広く 周知する。	健康・こども課 学校教育課 生涯学習課
保護・相談体制の整 備	児童虐待に関して、地域の民生委員、児童 委員とネットワークの整備を図り、被害者 の早期発見及び安全で迅速に保護される ように努める。	健康・こども課 学校教育課 生涯学習課
関係機関との連携	被害者保護や支援を効果的かつ迅速に対応するため、県等の関係機関との連携を密にし、情報の管理、共有化を行い、問題解決を進める。	健康・こども課 学校教育課

第4章 計画を実施するための取り組み

計画を実施する組織づくり

男女共同参画推進プランに関する施策は広範囲かつ多岐にわたっており、全庁的 に取り組むことが必要なため、その体制を充実していきます。

また、各施策に取り組むためには、全職員が推進プランの主旨を理解し、取り組むことが重要です。男女共同参画に向けた正しい認識や意識の浸透を図るため、研修等による意識の向上に取り組みます。

主要項目

- 1 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進
- 2 推進体制の充実
- 3 職員の意識向上

①男女共同参画の視点に立った行政運営の推進

具体的施策	内 容	担当課
推進プランの進捗状 況の把握と諸施策の 推進	社会情勢の変化に合わせた施策の見直し を随時行う。また、男女共同参画審議会に おいて推進プランの進捗状況を毎年度チェックし、諸施策を推進する。	生涯学習課
公共施設の施設整備	公共施設の新設、改築等に伴い、男女がと もに育児・介護等がしやすい施設整備を検 討する。	全庁
特定事業主行動計画の推進	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく特定事業主行動計画を推進する。また、女性職員の役職者(係長以上)の登用率を、2020年度までに20%以上とすることを目指す。	総務課
イクボス*8 宣言の推 進	北九州都市圏域における働き方改革推進 のための共同イクボス宣言に基づき働き 方改革に関連する事業を推進する。	健康・こども課 総務課 生涯学習課

*8【イクボス】

職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

②推進体制の充実

具体的施策	内 容	担当課
男女共同参画審議会 の設置	男女共同参画社会の形成の推進に関する 施策の基本となる計画の策定や計画の実 施状況等について、必要な調査及び審議を 行う。	生涯学習課

職員ワーキングチー ムの設置	男女共同参画の推進に係る協議事項や住 民意識調査などについて専門的に検討を 行う。	生涯学習課
推進プランの進捗状 況や各種情報の提供	推進プランの進捗状況や各種情報を積極 的に公開し、住民との情報共有に努める。	生涯学習課

③職員の意識向上

具体的施策	内 容	担当課
職員研修の充実	職員を対象とした男女共同参画に関する 研修を開催し、意識の向上を行う。	生涯学習課 総務課
職員への情報提供	職員に対して男女共同参画に関する情報 提供を行い、意識啓発を行う。	生涯学習課 総務課

第2次芦屋町男女共同参画推進プラン策定過程

1. 審議会等開催日程

開催日		内容		
平成 28 (2016) 年	平成 28 (2016) 年度	「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」		
9月6日	第1回審議会開催	の中間見直しの是非について審議		
平成 29(2017)年	平成 29(2017)年度	「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」		
10月10日	第1回審議会開催	中間見直し素案の内容審議		
亚片 20 (2012) 左 亚片 20 (2017) 左连		「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」		
平成 30 (2018) 年 3月19日	平成 29 (2017) 年度	中間見直し素案に対するパブリックコメン		
3月19日	第2回審議会開催	トの結果報告		

2. 芦屋町男女共同参画審議会 委員名簿

	氏 名	団体名	役職
1	田中 信代	人権擁護委員	会長
2	德田 徹	区長会	副会長
3	上村 定紀	商工会	委員
4	岸川 和惠	婦人会	委員
5	塩田 謙治	民生委員	委員
6	鹿島 由美	公募	委員
7	本田 幸代	教育委員	委員
8	北陽一	有識者	委員

第2次芦屋町男女共同参画推進プラン

~一緒に歩こう~ 男女が築くパートナーシップ

第2次芦屋町男女共同参画推進プラン (平成29年度中間見直し)

発 行 福岡県 芦屋町 発行年月 平成30年3月

編 集 芦屋町教育委員会 生涯学習課

₹807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

 $\begin{tabular}{l} \begin{tabular}{l} \begin{tab$